

令和 7 年度事業報告書

(自 2025 年 4 月 1 日)

(至 2026 年 3 月 31 日)

令和 8 年 4 月 30 日

公益財団法人愛知新光財団

【1】事業の状況

当財団は、愛知県下において本人または保護者が障害を持つ者が社会参加及び自立を目指すための支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉向上及び社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的として 2023 年 7 月 6 日に設立し、2024 年 3 月 27 日付けで公益財団法人へ移行しました。

当財団は、これらの目的を達成するため、障害を有する学生または保護者が障害者認定を受けている家庭の子女に対し、奨学金の無償給付を行い、ささやかなりとも地域のより良い社会作りに貢献しようとするものです。

また 2025 年度は、事業開始後初めての卒業生（専門学校・短期大学）を迎えることが出来ました。事業状況は、以下の通りです。

(1) 奨学金の給付

給付奨学生 月額：15,000 円（年間：180,000 円）

a 第一期奨学生 19 名(1 名留年により給付停止、今般進級を確認した為再開する)

給付奨学金総額 3,420,000 円

b 第二期奨学生 10 名

給付奨学金総額 1,800,000 円

計 5,220,000 円

(2) 2026 年度奨学生（第三期奨学生）の募集および採用

2025 年 9 月 1 日～10 月 31 日を応募期間として、経済的理由等によって修学が困難な学生で、応募時において、愛知県内の高等学校または特別支援学校高等部の課程の最終学年に在学または既に卒業・修了し、国内の大学等への進学を希望する者のうち、学生本人が障がい者の場合は第 1 号に、保護者が障がい者の場合は第 2 号に該当する方として募集を行いました。

2025 年 11 月 13 日選考委員会を開催し、同 11 月 26 日開催の理事会を経て、採用及び補欠内定者を決定しました。

出身校	高等学校	6 名
	通信制高等学校	1 名
	盲学校	1 名
	計	8 名

【2】庶務の概要

(1) 役員に関する事項

理 事	定 数	6 名～8 名		
	現在数	常勤 1 名	非常勤 5 名	計 6 名
監 事	定 数	2 名～3 名		
	現在数	常勤 0 名	非常勤 2 名	計 2 名

(2) 評議員に関する事項

評議員	定 数	6 名～8 名		
	現在数	常勤 0 名	非常勤 6 名	計 6 名

(3) 奨学生選考委員に関する事項

選考委員	現在数	5 名
------	-----	-----

(4) 職員に関する事項

該当事項なし

(5) 会議に関する事項

① 理事会

開催年月日	決議事項
令和 7 年 5 月 26 日	第 1 号議案 令和 6 年度事業報告の承認の件
	第 2 号議案 令和 6 年度収支決算報告の承認の件
	第 3 号議案 理事の任期満了に伴う後任候補者提案の件
	第 4 号議案 定時評議員会の開催日の件
	第 5 号議案 留年に伴う奨学金給付停止の件
令和 7 年 6 月 9 日	第 1 号議案 代表理事 1 名選定の件
	第 2 号議案 業務執行理事 1 名選定の件

令和 7 年 11 月 26 日	第 1 号議案	2026 年度入学奨学生採用内定承認の件
	第 2 号議案	臨時評議員会の開催の件
令和 8 年 2 月 9 日	第 1 号議案	令和 8 年度事業計画書の承認の件
	第 2 号議案	令和 8 年度収支決算書の承認の件

② 評議員会

開催年月日	決議事項
令和 7 年 6 月 9 日	第 1 号議案 令和 6 年度決算書類等の承認の件 第 2 号議案 理事選任の件(落澤 敦:再任) 第 3 号議案 理事選任の件(落澤 浩幸:再任) 第 4 号議案 理事選任の件(田嶋 好博:再任) 第 5 号議案 理事選任の件(綿貫 敬典:再任) 第 6 号議案 理事選任の件(宇高 泰治:再任) 第 7 号議案 理事選任の件(立松 繁弘:再任)
令和 7 年 12 月 11 日	第 1 号議案 評議員選任の件

③ 選考委員会

開催年月日	決議事項
令和 7 年 11 月 13 日	2026 年度奨学生選考について

(6) 認可、認定、届出等に関する事項

該当事項なし

(7) 契約等に関する事項

該当事項なし

(8) 愛知県教育委員会からの指示・指導等に関する事項

令和 7 年 10 月 30 日公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく検査を受け、検査結果において運営組織及び事業活動は概ね良好と認められた。

(9) その他重要事項

2026 年 3 月期事業報告書において、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第 28 条第 2 項に規定する付属明細書は「事業活動の状況のうち重要なもの」が存在しないので、作成していない。

以上